

○契約情報の公表に関する取り扱いについて

平成18年8月1日
平成19年4月1日改正
平成20年1月31日改正
理事長 裁定

独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）における契約について、下記の事項を会館ホームページに掲載し公表するものとする。

記

（内容を公表する契約）

1. 予定価格が250万円を超える工事及び製造
2. 予定価格が160万円を超える財産の買入れ
3. 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借り入れ
4. 予定価格が100万円を超える役務

（公表の主な事項）

1. 物品等又は役務の名称及び数量
2. 契約担当役の氏名
3. 契約締結日
4. 契約相手方の氏名および住所
5. 契約金額
6. 契約の種別（一般競争入札、指名競争入札、随意契約、規格競争等の別）
7. 予定価格
8. 落札率
9. 随意契約の場合再就職者数
10. 随意契約の場合随意契約によることとした理由

（公表時期及び公表期間）

随意契約を締結した日の翌日から起算して72日以内とし1年間公表する。

（内容を公表しない事項）

1. 独立行政法人国立女性教育会館契約事務取扱要領第36条第1項第一号（会館の行為を秘密にする必要がある場合）による随意契約については、契約相手方の氏名および住所は公表しないものとする。
2. 今後の一般競争入札の予定価格の算定方法を推測させる可能性がある場合の予定価格

附則

1. この取り扱いは、平成18年4月1日から実施する。
2. 平成18年7月末日までの契約については、上記好評時期に関わらず速やかに公表するものとする。

附則

1. この取り扱いは平成19年4月1日から実施する。

附則

1. この取り扱いは平成20年1月1日から実施する。